

# 青森県報

第二千五百号

平成十七年  
七月八日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県褒賞規則の一部を改正する規則	（総務学事課）	一
告示		

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定	（防災消防課）	二
生活保護法による介護機関の指定	（健康福祉課）	二

右 同	（同）	二
-----	-----	---

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高齢福祉課）	三
----------------------	---------	---

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	（同）	三
------------------------------------	-----	---

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（同）	三
----------------------	-----	---

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	（同）	四
------------------------------------	-----	---

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（同）	四
---------------------------	-----	---

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程	（農村整備課）	四
公平委員会の事務の受託	（人事委員会事務局）	六

右 同	（同）	六
-----	-----	---

右 同	（同）	六
-----	-----	---

右 同	（同）	七
-----	-----	---

## 公 告

右 同	（同）	七
右 同	（同）	七
右 同	（同）	七
右 同	（同）	八

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告	（県政生活課）	九
------------------	---------	---

大規模小売店舗の新設に関する届出	（経営支援課）	九
------------------	---------	---

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（同）	一〇
---------------------	-----	----

土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	一一
---------------	---------	----

土地立入の許可	（監理課）	一一
---------	-------	----

## 出 先 機 関

道路の位置の指定	（むつ県土整備事務所）	一一
----------	-------------	----

## 規 則

青森県褒賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十五号

青森県褒賞規則の一部を改正する規則

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「各部長」の下に、「行政改革・危機管理監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百七十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定による指定地方公共機関を次のように指定する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 青森ガス株式会社
- 八戸ガス株式会社
- 弘前ガス株式会社
- 十和田ガス株式会社
- 五所川原ガス株式会社
- 黒石ガス株式会社
- 十和田観光電鉄株式会社
- 弘南鉄道株式会社
- 津軽鉄道株式会社
- 青い森鉄道株式会社
- 南部バス株式会社
- 下北交通株式会社
- 弘南バス株式会社
- 青森放送株式会社
- 株式会社青森テレビ
- 青森朝日放送株式会社
- 株式会社工フエム青森
- 社団法人青森県エルピーガス協会
- 社団法人青森県トラック協会
- 社団法人青森県医師会
- 青森県道路公社

青森県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 いきいき十和田	十和田市東二丁目十三番九の六	ヘルパーステーション いきいき十和田	十和田市東二丁目十三番九の六	平成 一七 年 四 月 一 日
合資会社岡村商店	三戸郡五戸町一丁目下沢向一	ハートフルお かむら	三戸郡五戸町一丁目下沢向一	一七 年 六 月 一 日
社会福祉法人 吉幸会	三戸郡田子町大字田子字七丁目上ノ平六	グルーブホー ムみるくの郷	三戸郡田子町大字茂市字仲田二の二	一七 年 六 月 二 日

青森県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	株式会社ゼンシ	名称	株式会社ゼンシ	所在地	青森市大字駒込	年月日	平成
主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷三丁目一	名称	株式会社ゼンシ	所在地	青森市大字駒込	年月日	平成
名称	有限会社どんぐり村	名称	株式会社ゼンシ	所在地	青森市大字駒込	年月日	平成
主たる事務所の所在地	和田市東二丁目二六の二	名称	株式会社ゼンシ	所在地	青森市大字駒込	年月日	平成
名称	社会福祉法人吉幸会	名称	株式会社ゼンシ	所在地	青森市大字駒込	年月日	平成
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子七丁目上ノ平六〇	名称	株式会社ゼンシ	所在地	青森市大字駒込	年月日	平成

青森県告示第五百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は名称	社会福祉法人 聖康会	名称又は名称	社会福祉法人 聖康会	主たる事務所の所在地又は住所	弘前市大字独狐山辺一八	居宅サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護	名称	グループホーム	所在地	青森市大字小橋字田川二六〇	指定年月日	平成
名称又は名称	社会福祉法人 聖康会	名称又は名称	社会福祉法人 聖康会	主たる事務所の所在地又は住所	弘前市大字独狐山辺一八	居宅サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護	名称	グループホーム	所在地	青森市大字小橋字田川二六〇	指定年月日	平成
名称又は名称	社会福祉法人 聖康会	名称又は名称	社会福祉法人 聖康会	主たる事務所の所在地又は住所	弘前市大字独狐山辺一八	居宅サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護	名称	グループホーム	所在地	青森市大字小橋字田川二六〇	指定年月日	平成

青森県告示第五百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅

サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	名称又は名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	主たる事務所の所在地又は住所	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	居宅サービスの種類	訪問介護	名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	所在地	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	廃止年月日	平成
名称又は名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	名称又は名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	主たる事務所の所在地又は住所	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	居宅サービスの種類	訪問介護	名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	所在地	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	廃止年月日	平成
名称又は名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	名称又は名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	主たる事務所の所在地又は住所	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	居宅サービスの種類	訪問介護	名称	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	所在地	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	廃止年月日	平成

青森県告示第五百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のと

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年指月日定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	居宅介護支援事業所イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	平成十七・六・六

青森県告示第五百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年廃月日止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人正幸会	五所川原市田町四の五	指定居宅介護支援センターつしま	五所川原市田町四の五	平成十七・五・三
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一の三	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一の三	一七・六・三
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	常盤村社協居宅介護支援事業所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	"
社団法人青森県看護協会	青森市中央三丁目二〇の三〇	八口みさわ居宅介護支援事業所	三沢市大町二丁目一三の四五	"

青森県告示第五百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百三十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第一百五十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開 設 の 場 所	指 定 辞 退 年 月 日
工藤医院	上北郡七戸町字道ノ上六三の四	平成十七・七・一

青森県告示第五百八十一号

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程

青森県国土調査事業補助金等交付規程（昭和四十年十月青森県告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県地籍調査事業負担金交付規程

第一条中「国土調査事業」を「地籍調査事業（国土調査法（昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する地籍調査の事業をいう。以下同じ。）」に改め、「補助金及び」を削る。

第二条を削り、第二条の二を第二条とする。

第二条の三の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「第二条第三項に規定する土地分類調査及び同条第五項」を「第二条第五項」に改め、「補助金及び」及び「（以下「補助金等」という。）」を削り、同条を第一条の二とする。

第三条の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「補助金等」を「負担金」に、「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

負担金の交付の対象となる経費	負担金の額
次に掲げる測量等に要する経費	当該経費の
地籍図根三角測量 (C工程)	六分の五
地籍図根多角測量 (D工程)	(市町村に
対空標識の設置 (PA工程)	あつては、
空中写真撮影 (PB工程)	四分の三)
標定点測量 (PC工程)	に相当する
空中三角測量 (PD・PE工程)	額以内の額
図化 (PF工程)	
一等地調査 (E工程)	
地籍細部測量 (F工程)	
地積測定 (G工程)	
地籍図及び地籍簿の作成 (H工程)	

第五条の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「補助金等」を「負担金」に改め、同条第一号中「補助金等」を「負担金」に、「補助事業」を「負担事業」に改め、同条第二号及び第三号中「補助事業」を「負担事業」に改め、同条第四号中「補助率」を「負担率」に改める。

第六条中「補助金等」を「負担金」に改める。

第七条の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「補助金等」を「負担金」に、「補助事業」を「負担事業」に改める。

第八条第一項中「補助金等」を「負担金」に、「補助金(負担金)請求書」を「負担金請求書」に改める。

第九条中「補助金等」を「負担金」に改める。

第十条中「補助事業」を「負担事業」に、「補助金等」を「負担金」に改める。別表を削る。

第一号様式中「 事業補助金(負担金)交付申請書」を「地籍調査事業負担金交付申請書」に、「 事業について補助金(負担金)」を「地籍調査事業について負担金」に改め、同様式の別紙中

「(土地分類調査事業の場合)

調査地域	調査計画面積		事業費			負担区分		備考
	地目	面積	直接経費	附帯経費	県	市町村等		
		km <sup>2</sup>	円	円	円	円	円	
計								

(地籍調査事業の場合)

を削り、同別紙の注の四「土地分類調査事業にあつては大字の名称を、地籍調査事業にあつては」を削り、同注の三「青森県国土調査事業補助金等交付規程別表の補助金等」を「青森県地籍調査事業負担金交付規程第3条の表の負担金」に改める。

第一号様式中「 県補助金(負担金) 」を「 県負担金 」に改める。

第三号様式中「 事業は」を「地籍調査事業は」に改める。

第四号様式中「 事業変更(中止又は廃止)承認申請書」を「地籍調査事業変更(中止又は廃止)承認申請書」に、「補助金(負担金)」を「負担金」に、「青森県国土調査事業補助金等交付規程」を「青森県地籍調査事業負担金交付規程」に

「 補助金(負担金) 」を「 負担金 」に改め、同様式の注の四

「青森県国土調査事業補助金等交付規程」を「青森県地籍調査事業負担金交付規程」に改める。

第五号様式中「 事業補助金(負担金)請求書」を「地籍調査事業負担金請求書」に、「基づく補助金(負担金)」を「基づく負担金」に改める。

第六号様式中「 事業遂行状況報告書」を「地籍調査事業遂行状況報告書」に、「補助金(負担金)」を「負担金」に、「 事業の」を「地籍調査事業の」に改め、同様式の別紙中

「(土地分類調査事業の場合)

調査地域	経費区分			調査計画面積	出来高面積	進捗よ率	備考
	直接経費	附帯経費					
	円	円	円	km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>	%	
計							

(地籍調査事業の場合)

を削る。

第七号様式中「 事業実績報告書」を「地籍調査事業実績報告書」に、「補助金（負担金）」を「負担金」に、「 事業費」を「地籍調査事業費」に改める。

第八号様式中「 県補助金（負担金）」を「 県負担金」に改め、同様式の注の1中

「補助金（負担金）」を「負担金」に改める。

第九号様式中

「（土地分類調査事業の場合）」

調査地域	調査実施面積	事業費	直接経費	間接経費	負担率	区分	備考
	地 面 積						
地	ha						

（地籍調査事業の場合）

を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第五百八十二号

県は、青森市から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、青森市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十三号

県は、五所川原市から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

五所川原市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、五所川原市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十四号

県は、外ヶ浜町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

外ヶ浜町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、外ヶ浜町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十五号

県は、深浦町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

深浦町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、深浦町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十六号

県は、藤崎町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

藤崎町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、藤崎町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十七号

県は、中泊町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

中泊町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、中泊町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十八号

県は、七戸町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

七戸町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、七戸町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十九号

県は、東北町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

東北町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、東北町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

公 告



特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター

三 代表者の氏名

有谷 昭男

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田元町ショッピングセンター

十和田市元町東一丁目六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

2 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一

代表取締役社長 前田勝敏

3 株式会社コナカ

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一七の二

代表取締役社長 岸下武雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社エコプラス

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役社長 井上元延

2 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

3 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一

代表取締役社長 前田勝敏

4 株式会社コナカ

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一七の二

代表取締役社長 岸下武雄

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一〇、七七一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八五六台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐車場の位置及び収容台数

- 二四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
四八三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
九八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 株式会社エコプラス  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時
    - (二) 株式会社デンコードー（ワンダーグー）  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時
    - (三) 株式会社デンコードー（ミスターコンセント）  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
    - (四) 株式会社デンコードー（スーパーデンコードー）  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前零時
    - (五) ホーマック株式会社  
開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時
    - (六) 株式会社コナカ  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時から午前零時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
七か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日  
平成十七年六月二十九日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所  
2 期間  
平成十七年七月八日から同年十一月八日まで

- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
  - 十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
  - 1 提出期限  
平成十七年十一月八日
  - 2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課
  - 3 記載事項
    - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
    - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
    - (三) 意見及びその理由
  - 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十七年七月八日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ幸畑店  
青森市幸畑三丁目一の八
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 反田悦生

三 青森市の意見の概要

意見なし

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

1 意見を有する者の氏名及び住所

土田 研一

青森市幸畑三丁目二二の二二

2 意見の概要

現在店舗の西側にある荷さばき場を東側に移設することに対する要望

荷さばき施設は荷さばき車両が店舗の敷地内で転回可能な場所をお願いしたい。

理由

(一) 店舗の東側は閑静な専用住宅地であり、荷さばき車両の騒音(バックホーの連続音)が鳴り渡るのは困る。

(二) 店舗の東側の道路(市道幸畑団地七一号線)はバス停(市営バス幸畑団地線の発着点)が近いこともあって老人、幼児等の通行量が多く荷さばき大型車両の通行、転回は交通安全上不安がある。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年七月八日から同年八月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市浦村土地改良区の定款の変更を平成十七年六月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

土地立入の許可

東北電力株式会社に対して、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、次のとおり土地立入の許可をしたので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

東北電力株式会社

二 事業の種類

154kV北津軽支線青森(変)引込工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

| 青 森 市 |   |     |     | 市町村名 | 大字名        | 字         | 名 |
|-------|---|-----|-----|------|------------|-----------|---|
| 高     | 岩 | 細   | 鶴ケ坂 | 高 田  | 朝日山        |           |   |
|       | 渡 | 越   |     |      | 熊沢、小谷、イカマリ |           |   |
|       |   | 外長沢 |     |      |            | 早稲田、山本、川合 |   |

四 立ち入ろうとする期間

平成十七年七月十五日から平成十八年三月三十一日まで

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月八日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

|   |           |     |           |     |                      |     |               |              |
|---|-----------|-----|-----------|-----|----------------------|-----|---------------|--------------|
| 四 | むつ市下北町七七の | 位 置 | 五七・〇〇メートル | 延 長 | 六・一〇メートルから六・一一メートルまで | 幅 員 | 平成<br>一七・六・二六 | 指 定<br>年 月 日 |
|---|-----------|-----|-----------|-----|----------------------|-----|---------------|--------------|

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭